

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりあらかじめお客様にお渡しするものです。

お取引にあたっては、この書面を十分にお読みいただき  
ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

- ・株式、優先出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の保護預り口座管理料は無料といたします。
- ・外国証券をお預かりする場合の外国証券取引口座管理料は無料といたします。
- ・上記のほか、株式、優先出資証券、投資証券、ETF を他社へ口座振替する場合は次ページに記載の株式等の口座振替手数料をいただきます。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金をいたしません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。また、株式、優先出資証券、投資証券、ETF を他社へ口座振替する場合は、口座振替手数料が必要となります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

保護預り 口座管理料	無料とします。			
外国証券取引 口座管理料	無料とします。			
株式等の 口座振替手数料	1 銘柄あたり			
	1 単元以下の場合	1,100 円	6 単元以下の場合	3,850 円
	2 単元以下の場合	1,650 円	7 単元以下の場合	4,400 円
	3 単元以下の場合	2,200 円	8 単元以下の場合	4,950 円
	4 単元以下の場合	2,750 円	9 単元以下の場合	5,500 円
	5 単元以下の場合	3,300 円	10 単元以下の場合	6,050 円
			10 単元超の場合	一律 6,600 円
※複数の銘柄を口座振替する場合、銘柄ごとの単元数に応じた手数料をいただきます。 ※1 単元に満たない端数は、1 単元として取扱います。 ※取引口座開設期間 1 年超で、かつ、預り資産の金額が 300 万円以上（過去 1 年平均）の お客様については銘柄数にかかわらず、1 回の上限手数料を 11,000 円とします。				

※上記金額は消費税相当額を含みます。

### 当社の概要

商号等	阿波証券株式会社 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 1 号		
本店所在地	〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西 1 丁目 5 番地		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	1 億円（2014 年 3 月 10 日現在）		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1948 年 5 月		
連絡先	阿波証券株式会社 本部（088-652-8127） またはお取引のある本支店及び営業所にご連絡ください。		

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。	
住所	〒770-0021 徳島県徳島市佐古一番町 4-3 検査室
電話番号	088-653-8073
受付時間	月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。	
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。	
住所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
受付時間	月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）